

行田市総合振興計画審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、行田市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行うため、行田市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員28人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地方自治法第180条の5の規定に基づき設置する委員会の委員及び監査委員
- (3) 市内の公共的団体の役員又は職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

- 2 審議会又は部会の会議の議長は、それぞれ会長又は部会長をもって充てる。

- 3 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)